

法科大学院の成績と新司法試験の成績との
関連性に関する調査（2008年度）

報 告 書

平成 21 年 3 月

法科大学院協会

早稲田大学法務教育研究センター

はしがき

本報告書は、法科大学院協会が主体となり会員校 20 校の協力を得て実施した、2008 年新司法試験に関する「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査」の調査結果をまとめたものである。

法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者は、2007 年 5 月、「法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議すること」を目的として、協議会（以下、「五者協議会」という）を設置した。法科大学院協会は、この五者協議会のもとに設けられた「法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証し、その在り方を協議するためのワーキンググループ」（検証ワーキンググループ）において、「司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料を調整し、これを他のメンバーに報告する」役割を引き受けた。法科大学院協会による「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査」は、五者協議会の設置直後に実施された 2007 年新司法試験について、手始めに会員校 6 校の協力を得て行われ（2007 年調査）、その結果は、検証ワーキンググループの議論を経て、2008 年 10 月、五者協議会に報告された。本報告書は、2007 年調査に引き続き、2008 年新司法試験について調査（2008 年調査）を実施した法科大学院協会が、五者協議会の検証ワーキンググループに提出する報告書である。同時にまた、本報告書は、法科大学院の教育と新司法試験との有機的連携のあり方を検討するための基礎資料として、広く関係者の間に情報が共有されるよう編まれたものでもある。

本報告書は、2007 年調査の報告書（法科大学院協会・早稲田大学法務教育研究センター『法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査・報告書』〔平成 20 年 7 月〕）の続編にあたるが、2008 年調査は、2007 年調査とともに 2 カ年計画で実施された試行的調査の締め括りの調査でもある。このような 2008 年調査の性格と本報告書を単独で見るとした場合の便宜を考慮し、本報告書では、調査の背景や調査結果の見方に関わる一般的な注意事項等、2007 年調査の報告書において詳細に記述した事項についても、2008 年調査の調査結果を見る上で必要となる事項については、記述をくり返すこととした。他方、2008 年調査の報告書としての性格上、2007 年調査の個別の調査結果を再録することはしなかった。本報告書においては、2007 年調査の調査結果に言及がなされることもあるが、個別の調査結果については、2007 年調査の報告書を参照されたい。

法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する 2007 年及び 2008 年の各調査

は、実施事務局を早稲田大学法務教育研究センターに置き、同センターと法科大学院協会連携協議委員会との密接な連絡・協力のもとに、平成 19 年度、同 20 年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業として実施された。

本報告書が、2007 年調査の報告書とともに、法科大学院における教育と新司法試験との有機的連携のあり方に関する建設的な議論とそのための検証のあり方の検討にとって一助となれば幸いである。

目 次

はじめに

1 調査の背景	1
2 調査の実施	2

I 調査の方法

1 データの収集	4
2 データの加工と分析	7

II 調査の結果

1 調査対象者の新司法試験の成績及び法科大学院の成績の概要	15
2 新司法試験の合否結果と法科大学院の成績	18
3 新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関	20

III 考察と課題

1 調査結果の概括	29
2 調査結果の見方	29
3 調査結果と連携のあり方	35
4 調査方法に関する課題	36
5 終わりに	38

資料編	39
-----------	----

はじめに

1 調査の背景

(1) 新しい法曹養成制度と法科大学院・司法試験

司法制度改革審議会は、2001年6月に公にした意見書において、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成する方策について、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである」との基本的方向を打ち出し、「その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設ける」こと及び「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える」ことを提言した。

これを受けて、翌2002年秋の国会において、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下、「連携法」という）及び「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、法科大学院制度と法科大学院修了者に受験資格が与えられる新しい司法試験制度が導入された。

新たに整備された法曹養成制度における法科大学院教育と司法試験とは、1つの「プロセス」をなすものとして、有機的に連携することが求められる。この点で、改革の原点となった司法制度改革審議会意見書は、法科大学院教育について、「司法試験……との有機的な連携を図るものとする」とを求め、また、司法試験制度について、「法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提」としたうえで、「法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的とする」との理念を提示していた。このような制度設計の基本思想を受けて、連携法も、司法試験のあり方について、「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと」と定めている（連携法2条2号）。

(2) 連携協議機関の設置と法科大学院協会による検証作業の実施

法科大学院の教育課程は、2004年4月に始動し、2年を経た2006年3月には、修業年限が短縮された法学既修者の課程から、初めての修了者が送り出された。同年実施された第1回の新司法試験では、法科大学院修了者2,091名が受験し、1,009名が最終合格した。翌2007年3月には、3年間の標準修業年限による法学未修者の課程からも修了者が送り出され、同年実施された第2回目の新司法試験では、法科大学院修了者4,607名が受験し、

1, 851 名が最終合格した。また、同年末には、第 1 回の新司法試験に合格した新 60 期の司法修習生のうち 979 名が司法修習を修了し法曹資格を得た。2008 年に実施された第 3 回目の新司法試験では、法科大学院修了者 6, 261 名が受験し、2, 065 名が最終合格している。

このように新たな法曹養成制度が実際の営みを開始したもとの、2007 年春、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の五者は、連携法の理念に従い、法曹の養成に係る機関の密接な連携を図りつつ、「法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的」として、協議会（以下、「五者協議会」という。五者協議会については、<http://www.moj.go.jp/KANBOU/DAIGAKUIN/kyougikai.html> 参照）を設置した。五者協議会は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保が現実の課題となったもとの、そのための方策の一環として、法科大学院における成績と司法試験における成績との関連性の検証を実施することとし、そのためのワーキンググループ（以下、「検証ワーキンググループ」という）を設置した。

新しい法曹養成制度のもとで求められる法科大学院教育と司法試験との有機的連携のあり方を具体的に検討するにあたっては、それに関する実状を把握し、その成果を関係者の間において共有することが、議論の出発点として、何よりも重要である。そのための取り組みは、「大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする」との連携法 4 条の規定を待つまでもなく、新しい法曹養成制度の中核に位置する法科大学院が、自ら積極的に果たすべき責務といえる。そのような認識に基づき、法科大学院協会は、検証ワーキンググループにおいて、「司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料を調整し、これを他のメンバーに報告する責任」を引き受け、直後に実施された 2007 年新司法試験から調査に着手した。

2 調査の実施

（１）調査の目的

検証ワーキンググループのもとで法科大学院協会が実施する「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査」は、法科大学院を修了し新司法試験を受験した者の法科大学院在学時の学業成績と新司法試験の成績との関係について、統計的手法を用いて記述・分析することを内容とする。その主要な目的は、上述のとおり、新しい法曹養成制度の理念に即した法科大学院教育と新司法試験との有機的な連携のあり方を検討する前提として、両者の関係に関する実状を把握するとともに、法科大学院のあり方と新司法試験のあり方の双方について、自己点検の素材を提供することにある。

もっとも、このような調査は、モデルとし得る類例に乏しく、有益な調査を行うためには、調査の視点、収集すべき資料の種類・内容、統計処理の手法、作業の実施手順・体制等、調査の方法そのものの検討も不可欠である。そこで、調査の初年度である 2007 年の調査（2007 年新司法試験に関するもの）及びそれに引き続く 2008 年の調査（2008 年新司法試験に関するもの）は、調査方法の検討自体をも目的の 1 つとして、協力校を絞って試行的に実施するとともに、考え得る様々な項目について広くデータを収集し、今後の調査に向けた課題の把握に努めることとした。

（２）試行調査の実施

2007 年調査は、法科大学院 6 校の協力を得て実施され、その結果は、検証ワーキンググループにおける報告と議論を経て、2008 年 10 月、五者協議会に報告された。

2008 年調査は、2007 年調査の結果と五者協議会及び検証ワーキンググループにおける議論を踏まえ、第 I 章に示すように、協力校を 20 校に拡大する一方、調査項目を整理・重点化して、実施された。

I 調査の方法

1 データの収集

(1) 協力校

法科大学院協会において、全国の法科大学院 74 校（法科大学院協会の会員校でもある）の中から、その規模や所在地、設置主体等を考慮しつつ、20 校の協力校を選定した。先行する 2007 年調査では、協力校は 6 校であったが、2008 年調査では、より幅広いデータ収集を図るため、2007 年調査の協力校 6 校に新規の協力校 14 校を加えた。

協力校に対しては、大学名を公表しないことを条件に、調査への協力を依頼し、その承諾を得た。調査にあたり協力校の匿名性の保持を重要視したのは、協力校が特定されると、①調査対象者個人が特定され、個人情報保護の要請を全うできなくなるおそれがあること、②各大学において新司法試験の成績との相関を意識するあまり、法科大学院教育のあり方に悪影響が及ぶおそれがあること、を考慮したことによる。

【表 1-1】は、2008 年調査の協力校 20 校について、2007 年調査と対比しつつ、法科大学院の規模別の内訳を示したものの、【表 1-2】は、各協力校の学生構成（既修者と未修者の割合）を示したものである。法科大学院の規模を表す一般的な基準は存在しないが、【表 1-1】では、入学定員 50 名以下の法科大学院を小規模校、入学定員 51 名以上 100 名以下の法科大学院を中規模校、入学定員 101 名以上の法科大学院を大規模校と表示することとした。

【表 1-1】協力校の規模別内訳

	2007 年調査	2008 年調査	全法科大学院
小規模校（定員 50 名以下）	1 校	2 校	35 校
中規模校（定員 51 名以上 100 名以下）	3 校	10 校	29 校
大規模校（定員 101 名以上）	2 校	8 校	10 校
合計	6 校	20 校	74 校

【表 1-2】協力校の学生構成

大学	学生構成	大学	学生構成	大学	学生構成
1	未修＞既修	8	既修＞未修	15	既修＞未修
2	既修＞未修	9	未修＞既修	16	既修＞未修
3	未修＞既修	10	未修＞既修	17	既修＞未修
4	既修＞未修	11	既修＞未修	18	未修＞既修
5	既修＞未修	12	未修＞既修	19	既修＞未修
6	既修＞未修	13	既修＞未修	20	既修＞未修
7	既修＞未修	14	未修＞既修		

* 2008 年調査の協力校には、2007 年調査の協力校 6 校が含まれるが、各調査において整理のために付した大学番号は一致するわけではない。

* 学生構成は、定員が必ずしも明確でない場合もあるため、調査対象となった修了者の内訳にしたがった。

（２）調査対象者と成績データ

2008 年調査では、協力校の法科大学院を 2008 年 3 月に修了した者で同年の新司法試験を受験した者すべてを調査の対象とした。この点、2007 年調査では、協力校の法科大学院を修了した者で 2007 年の新司法試験を受験した者すべてを調査の対象としていたため、調査対象者には、試験直近の 2007 年 3 月修了者だけでなく、試験前年の 2006 年修了者も含まれていた。これに対し、2008 年調査では、調査の目的と 2007 年調査の結果とに鑑み、調査の重点化と効率化を図るため、試験実施前年以前の法科大学院修了者（2007 年以前の修了者）は、調査の対象から除くこととした。

調査に当たっては、司法試験の事務を所管する法務省から各協力校に対し、調査対象者の新司法試験の成績データが提供された。2008 年調査に当たり提供された新司法試験の成績データの内容は、短答式試験の科目別（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）の得点、論文式試験の科目別（必須科目である公法系科目、民事系科目、刑事系科目）の得点及びその合計点（選択科目を含む）と順位、総合評価の得点及び順位である。ただし、新司法試験では、短答式試験による一次評価が行われ、短答式試験の合格に必要な成績を得た者（一次評価合格者）についてのみ、短答式試験と論文式試験による総合評価が行われるため、短答式試験の合格に必要な成績を得られなかった者（一次評価不合格者）については、論文式試験及び総合評価に関する成績データは存在しない。

協力校では、新司法試験の成績データと法科大学院の成績データとの各個人別一覧表に、

既修・未修の課程の別等、必要なデータを付け加えたうえ、個人ごとの共通の整理番号を付して成績データの連結を可能にする作業を行い、完成した一覧表（個人は特定できないよう匿名化され、整理番号のみによって示されている）が、法科大学院協会による分析に提供された。

一覧表において提供された法科大学院の成績データは、協力校において個別の授業科目ごとに記録された成績であり、その形式は、協力校のうち 12 校では 100 点満点の得点形式、7 校では 5 段階（A＋、A、B、C〔以上合格〕、D〔不合格〕または A、B、C、D〔以上合格〕、E〔不合格〕の 5 段階）、1 校では 7 段階（A＋、A、B＋、B、C＋、C〔以上合格〕、D〔不合格〕の 7 段階）の段階評価形式であった。

個別の授業科目については、一覧表において、単位数、必修・選択の別、科目の分類（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の別）が、データの加工・分析のための情報として付記された。

（３）調査対象者の概要

協力校から成績データが提供された調査対象者の総数は、2007 年調査では、608 名（2007 年新司法試験の受験者総数〔途中欠席者 10 名を含む〕は、4,607 名）であったが、2008 年調査では、2,147 名（2008 年新司法試験の受験者総数〔途中欠席者 23 名を含む〕は、6,261 名、うち 2008 年 3 月修了者は、3,926 名）であった。

法科大学院の課程の標準修業年限は、3 年であるが、法学の基礎的な学識を有すると認められた者については、2 年間の在学で課程を修了することが可能である（以下、2 年間の短縮課程を修了した者を「既修者」、3 年間の標準課程を修了した者を「未修者」という）。【表 1－3】は、2007 年調査と対比しつつ、2008 年調査の調査対象者の内訳を示したものである。前述したとおり、新司法試験では、短答式試験による一次評価が行われるため、短答式試験に関する成績データは、すべての調査対象者について存在するが、論文式試験及び総合評価に関する成績データは、一次評価合格者についてしか存在しない。そこで、表中の（ ）内に、一次評価合格者の数を内数で付記した。

なお、調査対象者は、法科大学院修了後、新司法試験を受験した者に限られる。例えば、協力校の法科大学院を 2008 年 3 月に修了した者であっても、同年の新司法試験を受験しなかった者は 2008 年調査の対象には含まれていない。したがって、調査対象となった修了者と協力校の 2008 年修了者とが一致しているわけではない。

* 協力校 20 校の 2008 年 3 月修了者総数は、2,412 名であり、そのうち 265 名（修了者総数の 11.0%）が、2008 年新司法試験を受験しなかった。

【表 1－3】調査対象者の内訳

2007 年調査					2008 年調査		
総数	2006 年 修了者	2007 年修了者			2008 年修了者		
		合計	既修者	未修者	総数	既修者	未修者
608 人 (479 人)	106 人 (94 人)	502 人 (385 人)	174 人 (145 人)	328 人 (240 人)	2147 人 (1672 人)	1199 人 (1090 人)	948 人 (582 人)

* () 内は、一次評価合格者数。

* 2007 年調査の調査対象者には、2007 年 3 月修了者とそれ以前の 2006 年修了者とが含まれ、2006 年修了者はすべて既修者である（2006 年修了者は、法科大学院が設立された 2004 年に既修者として入学し、法科大学院における 2 年間の課程を修了した者に限られる）。

2 データの加工と分析

(1) 新司法試験に関する成績項目

新司法試験は、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）を必須科目とし、これらについて短答式試験と論文式試験が行われる。また、専門的な法律の分野に関する科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）を選択科目とし、これらの中から選択された 1 科目についても、論文式試験が行われる。

法務省から提供された成績データの内容は、前述のとおりであったが、調査・分析にあたり法科大学院の成績と対比すべき新司法試験の成績として、【表 1－4】に示すような成績項目（変数）を設けた。

なお、2007 年調査では、専門的な法律の分野に関する各選択科目についても成績項目を設けたが、2008 年調査では、後述するように〔(4) 参照〕、調査項目の整理・重点化を図ることとしたため、新司法試験に関する成績項目として、各選択科目の項目は設けなかった。

【表 1-4】新司法試験に関する成績項目（変数）

成績項目（変数）		内容	
合否結果		1：総合評価合格 2：一次評価合格（総合評価不合格） 3：一次評価不合格	
総合成績	総合評価得点（総合成績〔総合〕）	1750 点満点【法務省より提供】	
	短答式試験合計点（総合成績〔短答〕）	350 点満点【①+③+⑤で算出】	
	論文式試験合計点（総合成績〔論文〕）	800 点満点【法務省より提供】	
科目別成績	公法系科目	総合点	【①+（②×1400／800）で算出】
		短答式試験得点（①）	100 点満点【法務省より提供】
		論文式試験得点（②）	200 点満点【法務省より提供】
	民事系科目	総合点	【③+（④×1400／800）で算出】
		短答式試験得点（③）	150 点満点【法務省より提供】
		論文式試験得点（④）	300 点満点【法務省より提供】
	刑事系科目	総合点	【⑤+（⑥×1400／800）で算出】
		短答式試験得点（⑤）	100 点満点【法務省より提供】
		論文式試験得点（⑥）	200 点満点【法務省より提供】

* 2008 年新司法試験における総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を 1：4 の比重で合算した総合点による。論文式試験は 800 点満点であり、短答式試験は 350 点満点であるから、総合評価得点は、次の算式により、算出される。

総合評価得点＝短答式試験得点＋〔論文式試験得点×（短答式試験満点×4／論文式試験満点）〕

＝短答式試験得点＋（論文式試験得点×1400／800）

この算式は、さらに次のように書き改めることができる。

$$\begin{aligned} \text{総合評価得点} &= (\text{①} + \text{③} + \text{⑤}) + [(\text{②} + \text{④} + \text{⑥} + \text{選択科目論文式試験得点}) \times 1400 / 800] \\ &= \left[\text{①} + (\text{②} \times 1400 / 800) \right] + \left[\text{③} + (\text{④} \times 1400 / 800) \right] + \\ &\quad \left[\text{⑤} + (\text{⑥} \times 1400 / 800) \right] + (\text{選択科目論文式試験得点} \times 1400 / 800) \end{aligned}$$

公法系科目、民事系科目、刑事系科目の各総合点は、上記の算式に従って算出した。

（2）法科大学院の成績に関する成績項目

法科大学院の開設科目・教育内容は、法科大学院ごとに多様であるが、授業科目として、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野

の科目)、法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)、基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)、展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの)を開設することとされている(平成15年文科省告示第53号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」5条)。

これらの授業科目のうち、法理論教育の中核となる法律基本科目は、新司法試験の必須科目と対応し、各法科大学院における教育内容にも共通性が高いうえ、その基本部分は、必修科目とされるのが一般的である。また、法律実務基礎科目においても、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育を内容とする科目(法曹倫理あるいはそれに相当する科目)、民事訴訟実務の基礎を内容とする科目、刑事訴訟実務の基礎を内容とする科目は、各法科大学院において共通に開設され、必修科目とされるのが一般的である。

調査対象者の法科大学院の成績データは、各法科大学院で開講されている多様な個別授業科目の成績として提供されたが、調査・分析にあたっては、上記のような法科大学院の授業科目の性格、新司法試験の試験科目との対応を考慮し、必修法律基本科目と必修法律実務基礎科目を中心に、新司法試験の成績と対比すべき法科大学院の成績として、【表1-5】のような成績項目(変数)を設けた。

なお、2007年調査では、総合成績に関する成績項目として、「全法律実務基礎科目」(必修法律実務基礎科目以外を含む)、「全基礎法学・隣接科目」、「全展開・先端科目」の成績項目を設けたが、2008年調査では、後述するように〔(4)参照〕、調査項目の整理・重点化を図ることとしたため、法科大学院の成績項目として、これらの項目は設けなかった。

【表 1－5】法科大学院の成績項目（変数）

	成績項目（変数）		包含される授業科目
総合成績	全授業科目		全授業科目
	必修科目	必修科目総合 （必修総合）	必修法律基本科目と法律実務基礎科目のうち法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目
		必修法律基本科目 （必修法基）	2 年次以降 2 年次以降に配当された必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）
		1 年次	1 年次に配当された必修法律基本科目（未修者のみ履修）
		必修法律実務基礎科目 （必修実務基礎）	法律実務基礎科目のうち法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目
分野別	公法系	必修法律基本科目 （公法系法基）	2 年次以降 2 年次以降に配当された公法系の必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）
		1 年次	1 年次に配当された公法系の必修法律基本科目（未修者のみ履修）
	民事系科目	必修科目総合 （民事系必修総合）	民事系の必修法律基本科目と必修法律実務基礎科目（民事訴訟実務の基礎に相当する授業科目）
		必修法律基本科目 （民事系法基）	2 年次以降 2 年次以降に配当された民事系の必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）
		1 年次	1 年次に配当された民事系の必修法律基本科目（未修者のみ履修）
		必修法律実務基礎科目 （民事系実務基礎）	民事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目
	刑事系科目	必修科目総合 （刑事系必修総合）	刑事系の必修法律基本科目と必修法律実務基礎科目（刑事訴訟実務の基礎に相当する授業科目）
		必修法律基本科目 （刑事系法基）	2 年次以降 2 年次以降に配当された刑事系の必修法律基本科目（既修者・未修者共通履修）
		1 年次	1 年次に配当された刑事系の必修法律基本科目（未修者のみ履修）
		必修法律実務基礎科目 （刑事系実務基礎）	刑事訴訟実務の基礎に相当する必修授業科目

* 必修ではない法律基本科目が設けられている場合、その成績は、「必修法律基本科目」の成績項目には含まなかった（「必修法律基本科目」は、1 つの法科大学院で修了者全員が修得しなければならない法律基

本科目に限定した)。

- * 法律基本科目について、選択必修制度（一定の授業科目群の中から一定単位数以上の修得を修了要件とする）がとられている場合、実際に選択して修得した授業科目を必修法律基本科目として扱った。
- * 未修者のみ必修とされる2年次配当の法律基本科目が設けられている場合、その成績は、「必修法律基本科目（2年次以降）」の成績項目ではなく、「同（1年次）」の成績項目に算入した（未修者・既修者を問わず全員が修得すべき科目か、未修者のみが修得すべき科目かで区別した）。
- * 法律実務基礎科目において、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に相当する科目以外に必修科目が設けられている場合、その成績は、「必修法律実務基礎科目」の成績項目には含めなかった。また、法律基本科目と上記の法律実務基礎科目のほかに必修科目が設けられている場合、その成績は、「必修科目総合」の成績項目には含めなかった（「必修法律実務基礎科目」「必修科目総合」は、各法科大学院に共通する必修法律実務基礎科目、必修科目に限定した）。
- * 法律実務基礎科目において、上記科目に相当する必修科目が設けられていない場合、上記科目に内容的に相当する選択科目の成績を「必修法律実務基礎科目」の成績項目に算入した（その場合、全員が修得していないため、その成績項目のみ、調査対象者の人数が異なることがある）。

各成績項目の得点は、単位修得した授業科目の成績（不合格科目の得点は算入しない）の平均点（単位数による重み付き平均）とした。平均点の算出にあたっては、合格基準点を60点とする100点満点の得点を用い、合否判定のみで評価される授業科目は、原則として対象から除いた。また、成績について、段階評価方式を用いている法科大学院については、合格基準点を60点とした場合の各段階に対応する得点の幅を目安に、段階評価を得点に置き換えたうえ、他校と同じ扱いをした（5段階評価の法科大学院については、A+（90～）＝92、A（80～89）＝85、B（70～79）＝75、C（60～69）＝65とした）。

* 各法科大学院の間では、合否ライン（絶対評価に近いと考えられる）を60点にそろえる扱いとし、合格基準点が70点の法科大学院については、合否ラインをそろえる最も単純な方法として、10点を減じた得点を用いた。成績評価において、合格基準点を70点とする段階評価が用いられている場合には、（得点の幅の中央値〔小数第1位四捨五入〕－10）を換算点として用いた。

* 既修者選抜試験に不合格となり未修者課程に入学した者に対し、既修者選抜試験（法律科目試験）の成績により、一部の法律基本科目（1年次）の単位修得認定（履修免除）をしている場合には、単位修得が認定された授業科目について、当該法科大学院における単位修得認定のための成績基準に従った換算点を「必修法律基本科目（1年次）」の成績項目に算入した。

（３）調査対象者のグループ化

2007 年調査では、調査・分析に当たり、調査対象者を、修了年度と修了課程によりグループとして区別したが、2008 年調査では、前述のとおり、2008 年 3 月修了者のみを調査対象としたことから、調査対象者の修了年度による区別はなくなった。修了課程については、既修者と未修者との間では、法科大学院における学修期間、学修内容において明確な差異があるため、引き続き、両者をグループとして区別した（調査対象者全体、既修者、未修者の区別を「修了グループ」と呼ぶこととする）。

また、法科大学院の授業科目と成績評価は大学別に異なるところもある。そこで、調査・分析に当たり、調査対象者は大学別にもグループとして区別した。

ただし、大学別のグループを修了課程別に細分化すると、グループごとの調査対象者の数が極めて限定される場合が少なくなく、統計的分析の意味が乏しくなるほか、調査対象者の個人情報保護との関係でも問題が生じるおそれがある。そこで、大学別グループをさらに修了課程別に細分化したグループについての調査・分析は、原則として行わないこととした。

（４）統計的分析

2007 年調査と同様、①各協力校の調査対象者を総合した全校データを修了課程の別に留意しつつ分析することを基本とし、これに付加して、②大学別グループ（修了課程は区別しない）についてもデータを分析し、これらの結果を併せ考慮することにより、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する全体的傾向を析出、検証することを試みた。具体的には、修了グループ別に、新司法試験の可否の結果と法科大学院の成績との関係、対応する成績項目間における新司法試験の成績（得点）と法科大学院の成績との相関（相関係数と散布図）について調査・分析を行い、また大学別グループについても、上記と同じ調査・分析を行った。

なお、大学別の法科大学院の成績及び新司法試験の成績には差異が見られたが、大学別データを全校データに統合する際、大学間での得点補正等の操作は行わなかった。

【表 1－6】は、相関の調査・分析を行った新司法試験の成績と法科大学院の成績に関する成績項目の対応を示すものである。

2007 年調査では、新司法試験の総合成績と対照すべき法科大学院の成績に関する成績項目として、「全法律実務基礎科目」（必修法律実務基礎科目以外を含む）、「全基礎法学・隣接科目」、「全展開・先端科目」を設け、新司法試験の総合成績とこれらの成績との間の相関の分析も行った。しかし、必修以外の法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、法科大学院ごとの授業科目の開設状況、調査対象者ごとの単位修得状況のいずれにおいてもばらつきが著しいうえ、新司法試験と直接の内容的対応がある授業科目で

はなく、新司法試験の成績との相関を分析することの意味が必ずしも明確とはいえないところがあった。

また、2007 年調査では、新司法試験の各選択科目の成績とこれに対応する法科大学院の授業科目の成績との相関の分析も行った。しかし、新司法試験の選択科目については、各科目ごとの調査対象者（当該科目の選択者）の数が極めて限られている場合があるうえ、選択科目に対応する法科大学院の授業科目についても、法科大学院ごとの開設状況、調査対象者ごとの単位修得状況の双方においてばらつきが大きく、適切な分析を行うことに困難があった。

これらの事情を考慮し、2008 年調査では、上記の点はいずれも調査項目から外し、調査の重点化、効率化を図ることとした。

【表 1－6】新司法試験の成績と法科大学院の成績との成績項目の対応

新司法試験 法科大学院				総合成績			公法系			民事系			刑事系		
				総合	短答	論文	総合	短答	論文	総合	短答	論文	総合	短答	論文
総合成績	全授業科目			○	○	○									
	必修科目	必修科目総合		○	○	○									
		必修法律	2年次以降	○	○	○									
		基本科目	1年次	○	○	○									
		必修実務基礎科目		○	○	○									
分野別	公法系	必修法律	2年次以降				○	○	○						
		基本科目	1年次				○	○	○						
	民事系	必修科目総合								○	○	○			
		必修法律	2年次以降							○	○	○			
		基本科目	1年次							○	○	○			
		必修実務基礎科目								○	○	○			
	刑事系	必修科目総合											○	○	○
		必修法律	2年次以降										○	○	○
		基本科目	1年次										○	○	○
		必修実務基礎科目											○	○	○

Ⅱ 調査の結果

本章では、2008 年調査の結果と特徴的な所見を、2007 年調査の結果とも対比しつつ、記述する。調査・分析の結果得られた図表は、巻末の資料編にまとめて掲げることとする。

対比に用いる 2007 年調査の結果は、特に断らない限り、2007 年修了者についての調査結果（2006 年修了者を含まない調査結果）とする。

相関の程度の記述に当たっては、2007 年調査と同様、相関係数を指標に、【表 2-1】に示すような表現を用いた。ただし、この表現は、「強い程度」であるから相関として十分であるとか、「一応の程度」であるから相関として不十分であるというような評価と結びついたものではない。

【表 2-1】本報告書における相関の程度の表現

相関係数	相関の程度の表現
0. 6 以上	「強い程度」
0. 4 以上 0. 6 未満	「やや強い程度」
0. 2 以上 0. 4 未満	「一応の程度」
0. 2 未満	「一応の程度」に満たない

なお、すでに述べたとおり、本調査は協力校の大学名を公表しない条件のもとに行われたものであり、①個人情報保護の要請を全うするとともに、②法科大学院教育への悪影響を避けるためには、協力校の特定は厳に避ける必要がある。そのため、協力校の特定につながる危険のある情報は、公表の対象から除くこととした。具体的に、調査対象者の数は、全校データについてのみ示し、大学別データからは、これを削除した。また、相関を示す散布図も、大学別のものは除いた。

1 調査対象者の新司法試験の成績及び法科大学院の成績の概要

（1）調査対象者の新司法試験の成績

新司法試験の成績と法科大学院の成績との関連性を分析する前提として、【表 4-1】では、修了グループ別及び大学別に、調査対象者の新司法試験の成績に関する統計量を示した。また、【表 4-2】では、修了グループ別に、新司法試験の成績相互の相関を相関係数で示した。

（概要と所見）

○調査対象者全体の新司法試験の平均点は、総合得点 960. 85 点、短答式得点 256. 72 点であった。これは、法務省より公表されている全受験者の平均点よりも総合得点で約 30

点、短答式得点で約 6 点高い数値である。2007 年調査でも、調査対象者の平均点は、全受験者の平均点よりも高かったが（総合得点で約 20 点、短答式得点で約 1 点）、全受験者との平均点の差は、2008 年調査の方が大きかった（【表 2-2】参照）。

○調査対象者のうち、既修者の平均点は、総合得点 975. 84 点、短答式得点 269. 32 点、未修者の平均点は、総合得点 932. 79 点、短答式得点 240. 78 点であり、両者を比較すると、既修者の平均点の方が未修者の平均点よりも高かった。この点、2007 年調査では、短答式得点の平均点は既修者が未修者を上回っていたのに対し、総合得点の平均点は、未修者が既修者を上回っていたが、調査対象者のこのような特徴は、2008 年調査では見られなくなった（【表 2-2】参照。2007 年調査の協力校 6 校について見ても、2008 年調査では、総合得点、短答式得点とも、既修者が未修者を上回っている）。

【表 2-2】調査対象者の新司法試験の得点（2007 年調査との対比）

調査			総合得点	短答式得点
2007 年 調査	調査対象者（全 6 校）	全体	962. 96 点	232. 78 点
		既修者	947. 76 点	239. 17 点
		未修者	972. 15 点	229. 39 点
	全受験者（法務省公表データ）		941. 69 点	231. 7 点
2008 年 調査	調査対象者（全 20 校）	全体	960. 85 点	256. 72 点
		既修者	975. 84 点	269. 32 点
		未修者	932. 79 点	240. 78 点
	同（継続 6 校）	全体	953. 17 点	249. 57 点
		既修者	966. 45 点	264. 21 点
		未修者	944. 22 点	242. 40 点
	全受験者（法務省公表データ）		930. 64 点	250. 7 点

○調査対象者について、既修者と未修者の標準偏差を比較すると、2007 年調査では、未修者は、総合得点において約 22 点、短答式得点において約 8 点、既修者よりも標準偏差の値が大きく、総合得点においても短答式得点においても、既修者に比べ成績の散らばりが大きいことがうかがえた。これに対し、2008 年調査では、短答式得点における標準偏差の差は約 11 点であるのに対し、総合得点における標準偏差の差は約 4 点であり、一次評価の前後で、既修者と比べた未修者の成績の散らばりに変化がある（総合評価における成績の散らばりは、既修者と未修者で接近する）ことがうかがわれる。

○大学別の平均点は、総合得点で 852. 06 点～1,021. 57 点、短答式得点で 232. 25 点～

270. 48 点であった。

○試験形式（短答式試験と論文式試験）間の成績の相関を見ると、総合成績の分野における相関は「やや強い程度」であり、民事系の分野における相関も「やや強い程度」である。公法系と刑事系の各分野における相関は「一応の程度」である。

○分野（公法系、民事系、刑事系）間の成績の相関を見ると、短答式試験の成績相互の相関の程度は「強い程度」であり、論文式試験の成績相互の相関の程度も「やや強い程度」である。

○試験形式間の成績の相関も分野間の成績の相関も、未修者の方が既修者よりも強い傾向にある。

（２）調査対象者の法科大学院の成績

新司法試験の成績と法科大学院の成績との関連性を分析する前提として、【表 4-3】では、修了グループ別及び大学別に、調査対象者の法科大学院の成績に関する統計量を示した。また、【表 4-4】では、修了グループ別に、法科大学院の成績相互の相関を相関係数で示した（公法系、民事系、刑事系の各分野については、法科大学院の成績に関する成績項目の中から、相互に包摂・被包摂の関係がない法律基本科目〔2 年次以降〕、同〔1 年次〕、実務基礎科目をとりあげた）。

（概要と所見）

○調査対象者全体の法科大学院成績の平均点は、成績項目別で、75.74 点～77.10 点であった。

○いずれの成績項目においても、既修者の平均点が未修者の平均点を上回っている。この点、2007 年調査では、未修者の平均点が既修者の平均点を上回る傾向にあったが、調査対象者のこのような特徴は、2008 年調査では見られなくなった（【表 2-3】参照。2007 年調査の協力校 6 校について見ても、2008 年調査では、既修者の平均点が未修者の平均点を上回る傾向にある）。

【表 2-3】調査対象者の法科大学院の成績（総合成績・2007 年調査との対比）

			全授業 科目	必修 総合	必修 法基 (2 年次以降)	必修 法基 (1 年次)	必修 実務 基礎
2007 年 調査	調査対象者 (全 6 校)	全体	76.68	75.60	74.83	76.78	76.66
		既修者	76.27	74.82	74.44		76.39
		未修者	76.89	76.02	75.04	76.78	76.80
2008 年 調査	調査対象者 (全 20 校)	全体	77.10	76.38	75.82	76.34	77.01
		既修者	78.12	76.96	76.77		77.77
		未修者	75.80	75.64	74.61	76.34	76.04
	同 (継続 6 校)	全体	74.55	74.85	74.13	75.42	75.76
		既修者	75.79	74.87	74.72		75.52
		未修者	73.95	74.85	73.84	75.42	75.88

○総合成績の分野における全授業科目（基礎法学・隣接科目や展開・先端科目等の選択科目を含む）と必修科目に関する各成績項目との相関を見ると、「強い程度」である。

○法律基本科目（2 年次以降）と実務基礎科目との相関は、総合成績で見ると「強い程度」であり、民事系の分野においては「やや強い程度」、刑事系の分野においては「一応の程度」である。未修者の法律基本科目（1 年次）と実務基礎科目との相関は、総合成績で見ると「やや強い程度」であり、民事系の分野においても「やや強い程度」、刑事系の分野においては「一応の程度」である。

○法律基本科目（1 年次）と法律基本科目（2 年次以降）の相関（未修者についてのみ）は、総合成績で見ると「強い程度」であり、民事系においては「やや強い程度」、公法系と刑事系においては「一応の程度」である。

○分野（公法系、民事系、刑事系）間の成績の相関を見ると、法律基本科目（2 年次以降）相互の間においては「やや強い程度」（既修者の公法系と民事系の間では「強い程度」）であり、未修者の法律基本科目（1 年次）相互の間においても「やや強い程度」である。

2 新司法試験の合否結果と法科大学院の成績

新司法試験の成績項目として、合否結果を用い、これと法科大学院の成績との関係について調査・分析を行った結果が【表 4-5】～【表 4-6】及び【図 4-1】～【図 4-2】である。

(1) 新司法試験の合否結果グループ別に見た法科大学院の成績の比較

新司法試験の合否の結果に従い、調査対象者を3つのグループ（1：総合評価合格者、2：一次評価合格〔総合評価不合格〕者、3：一次評価不合格者）に分け、合否結果グループ間における法科大学院の成績（新司法試験の合否は総合評価の結果であるから、これに対応する法科大学院の成績として、総合成績の分野の成績項目をとりあげた）を比較した。

【表4-5】では、修了グループ別（【表4-5-1】）及び大学別（【表4-5-2】）に、合否結果グループごとの法科大学院の成績を平均点で比較した結果を示した。

これを一部グラフ化したのが、【図4-1】である。【図4-1-1】では、修了グループ別に、合否結果グループごとの法科大学院の成績の分布を箱ひげ図で示した。また、【図4-1-2】では、法科大学院の成績に関する成績項目のうち全授業科目について、大学別に、合否結果グループごとの成績分布を箱ひげ図で示した。

（概要と所見）

○新司法試験の合否結果グループ別の法科大学院の成績の平均点は、法科大学院の成績に関するいずれの成績項目においても、総合評価合格者が最も高く、次いで一次評価合格（総合評価不合格）者、一次評価不合格者の順となっている。

○大学別に見ても、合否結果グループ別の法科大学院の成績の平均点は、一部（大学13の必修法基〔1年次〕、大学15の必修総合、必修法基〔2年次以降〕、必修実務基礎）を除き、上記の順となっている。

○2007年調査では、総合評価合格者の法科大学院の成績は、未修者の平均点が既修者の平均点を上回っていたが、調査対象者のこのような特徴は、2008年調査では見られなかった。

(2) 法科大学院の成績段階グループ別に見た新司法試験の合否結果の比率

法科大学院の成績（総合成績の分野）に関する成績項目ごとに、調査対象者を、4つのグループ（60点以上70点未満、70点以上75点未満、75点以上80点未満、80点以上）に分け、成績段階グループ別に新司法試験の総合評価合格者、一次評価合格（総合評価不合格）者、一次評価不合格者の比率を比較した。

* 2007年調査では、60点以上70点未満、70点以上80点未満、80点以上90点未満、90点以上の4グループに分けたが、グループごとの調査対象者数のバランスを考慮し、2008年調査では、上記のようなグループ分けに改めた。

【表4-6】では、修了グループ別（【表4-6-1】）及び大学別（【表4-6-2】）に、上記の比率を比較した結果を示した。

これを得点分布と絡めつつグラフ化したのが【図4-2】である。修了グループ別（【図4-2-1】）及び大学別（【図4-2-2】）に、法科大学院の成績に関する成績項目のうち全授業科目について、成績段階ごとの新司法試験の得点（総合評価に関わる総合得点と一次評

価に関わる短答式得点)の分布を合格点を示す参照線とともに箱ひげ図で示した。

(概要と所見)

○法科大学院の成績段階グループ別の新司法試験の総合評価合格者の比率、一次評価合格者(総合評価合格者+総合評価不合格者)の比率は、法科大学院の成績に関するいずれの成績項目においても、法科大学院の成績段階が上位のグループほど、高くなっている。

○大学別に見ても、法科大学院の成績段階グループ別の総合評価合格者の比率は、一部(大学4と大学19の全授業科目、大学16の必修法基〔2年次以降〕、大学1の必修法基〔1年次〕、大学2、4、7、17、18の必修実務基礎)を除き、上記と同じ関係にある。グループ別の一次評価合格者の比率も、一部(大学14の全授業科目、大学7、10の必修法基〔2年次以降〕、大学5、13の必修法基〔1年次〕、大学4、9、11、13、20の必修実務基礎)を除き、上記と同じ関係にある。

* 大学別に見て、グループ間に逆転が生じている場合も、僅差であるか、逆転が生じている成績段階別グループの人数が極めて少ない場合が多い。

3 新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関

新司法試験の成績として、成績項目ごとの得点を用い、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関について調査・分析を行った結果が【表4-7】～【表4-8】、【図4-3】である。

【表4-7-1】では、修了グループ別に、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を相関係数で示した(対応するカテゴリには網掛けを施した)。「図4-3」は、その散布図である。【表4-7-2】では、大学別に、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関を相関係数で示した(対応するカテゴリには網掛けを施した)。

* 調査対象者の度数が10未満の項目については、相関係数の表示は避けた。

(概要と所見)

○新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度は、既修者・未修者の別、科目分野別及び大学別に異なる。その総体を視覚的に把握するため、【表2-4】では、修了グループ別(【表2-4-1】)及び大学別(【表2-4-2】)に、対応する成績項目間の相関の程度を、相関係数を指標とする色分けを用いて示した(なお、対比のため、【表2-5】では、2007年調査の協力校6校について、修了グループ別の2008年調査の結果を示した)。また、【表2-6】では、新司法試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度を大学単位で捉え、各分野の各項目について、相関の程度別の大学数を示した(【表2-4】～【表2-6】は、本章の章末に掲げる)。

○調査対象者全体について見ると、対応するすべての成績項目の間において、「一応の程

度」以上の相関が認められる。総合成績の分野では、一部（法科大学院の必修法基〔1 年次〕－司法試験論文式、必修実務基礎－司法試験短答式）を除き、「やや強い程度」の相関が認められ、公法系、民事系、刑事系の各分野では、民事系の一部の成績項目間（司法試験短答式－法科大学院の民事系必修総合・法基〔2 年次以降〕・同〔1 年次〕）で「やや強い程度」の相関が認められるほか、「一応の程度」の相関が認められる。

○調査対象者全体について、「やや強い程度」の相関が認められた総合成績の分野の項目では、必修実務基礎科目に関する項目を除き、16～20 校において、「やや強い程度」～「強い程度」の相関が認められる（必修実務基礎－司法試験総合点・論文式については、それぞれ 12 校と 11 校）。

調査対象者全体について「やや強い程度」の相関が認められた民事系の分野の項目（新司法試験短答式－法科大学院の民事系必修総合・法基〔2 年次以降〕・同〔1 年次〕）については、17～18 校において、「やや強い程度」～「強い程度」の相関が認められる。

調査対象者全体について「一応の程度」の相関が認められた項目においては、民事系の分野では 18～20 校において「一応の程度」以上の相関が認められ、公法系、刑事系の分野では、14～18 校において「一応の程度」以上の相関が認められる。

○既修者・未修者別に見ると、未修者は、新司法試験の短答式試験の成績の方が総合点及び論文式試験の成績よりも法科大学院の成績との相関が強い傾向にある。

○2007 年調査では、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関の程度は、未修者の方が既修者よりも強かったが、2008 年調査では、必ずしも、そのような傾向は認められない（ただし、2007 年調査の協力校 6 校について見ると、2008 年調査でも、未修者の方が既修者よりも相関の程度が強い傾向にある。【表 2－5】参照）。司法試験の短答式試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度は、未修者の方が既修者よりも強い。

○科目分野別に相関係数の値で見ると、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関の程度は、民事系の分野が強く、公法系、刑事系の分野はこれよりも弱い。相関の程度別の大学数で見ても、同じことがいえる。公法系、刑事系の分野においては、相関が「一応の程度」に満たない大学が 4～6 校ある項目も見られる。

○2007 年調査では、既修者の刑事系の分野における法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関は、「一応の程度」に満たなかったが、2008 年調査では、一部の項目（法科大学院の刑事系実務基礎－司法試験短答式）を除き、「一応の程度」の相関は認められる。ただし、他の分野と異なり、既修者の相関の程度は、すべての項目において、未修者よりも弱い。

○法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関の程度は、法律基本科目に比べ実務基礎科目の方が弱い。刑事系の実務基礎科目は、民事系の実務基礎科目に比べ相関の程度が弱く、相関の程度が「一応の程度」に満たない大学が 5～6 校ある。

【表2-4-1】 相関の程度(修了グループ別)

※法科大学院の総合成績に関する成績項目と対照される「司試(総合)」「司試(短答)」「司試(論文)」は、新司法試験の総合成績に関するものである。法科大学院の公法系、民事系、刑事系各分野に関する成績項目と対照される「司試(総合)」「司試(短答)」「司試(論文)」は、それぞれ新司法試験の公法系科目、民事系科目、刑事系科目に関するものである。

①全体

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.450(**)	.495(**)	.483(**)	.412(**)	.409(**)	.309(**)	.224(**)	.400(**)	.375(**)	.337(**)	.334(**)	.299(**)	.252(**)	.266(**)	.233(**)
	1,672	1,672	1,672	582	1,672	1,672	582	1,672	1,672	582	1,672	1,672	1,672	582	1,664
司試 (短答)	.468(**)	.508(**)	.510(**)	.539(**)	.399(**)	.327(**)	.232(**)	.477(**)	.452(**)	.530(**)	.363(**)	.362(**)	.333(**)	.322(**)	.253(**)
	2,147	2,147	2,147	948	2,147	2,147	948	2,147	2,147	948	2,146	2,147	2,147	948	2,138
司試 (論文)	.435(**)	.481(**)	.469(**)	.388(**)	.402(**)	.290(**)	.215(**)	.376(**)	.353(**)	.305(**)	.318(**)	.277(**)	.232(**)	.238(**)	.223(**)
	1,672	1,672	1,672	582	1,672	1,672	582	1,672	1,672	582	1,672	1,672	1,672	582	1,664

②既修者

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.493(**)	.517(**)	.497(**)		.432(**)	.349(**)		.415(**)	.386(**)		.334(**)	.278(**)	.229(**)		.225(**)
	1,090	1,090	1,090		1,090	1,090		1,090	1,090		1,090	1,090	1,090		1,084
司試 (短答)	.398(**)	.419(**)	.410(**)		.332(**)	.287(**)		.377(**)	.362(**)		.290(**)	.256(**)	.224(**)		.188(**)
	1,199	1,199	1,199		1,199	1,199		1,199	1,199		1,199	1,199	1,199		1,193
司試 (論文)	.481(**)	.504(**)	.484(**)		.423(**)	.326(**)		.392(**)	.364(**)		.320(**)	.256(**)	.210(**)		.211(**)
	1,090	1,090	1,090		1,090	1,090		1,090	1,090		1,090	1,090	1,090		1,084

③未修者

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.348(**)	.479(**)	.445(**)	.412(**)	.367(**)	.237(**)	.224(**)	.400(**)	.343(**)	.337(**)	.333(**)	.336(**)	.273(**)	.266(**)	.247(**)
	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	580
司試 (短答)	.443(**)	.584(**)	.541(**)	.539(**)	.426(**)	.345(**)	.232(**)	.565(**)	.467(**)	.530(**)	.395(**)	.411(**)	.356(**)	.322(**)	.278(**)
	948	948	948	948	948	948	948	948	948	948	947	948	948	948	945
司試 (論文)	.327(**)	.458(**)	.430(**)	.388(**)	.361(**)	.223(**)	.215(**)	.369(**)	.323(**)	.305(**)	.314(**)	.311(**)	.254(**)	.238(**)	.243(**)
	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	582	580

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

【表2-4-2】 相関の程度(大学別)

※法科大学院の総合成績に関する成績項目と対照される「司試(総合)」「司試(短答)」「司試(論文)」は、新司法試験の総合成績に関するものである。法科大学院の公法系、民事系、刑事系各分野に関する成績項目と対照される「司試(総合)」「司試(短答)」「司試(論文)」は、それぞれ新司法試験の公法系科目、民事系科目、刑事系科目に関するものである。
 ※調査対象者が10名未満の項目は斜線とした。

大学1

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.482	.499(*)	.587(*)	.215	.591(*)	.781(**)	.527(*)	.229	.241	.091	.472	.352	.323	.246	.420
司試 (短答)	.709(**)	.717(**)	.739(**)	.560(**)	.485(*)	.569(**)	.412	.665(**)	.650(**)	.464(*)	.597(**)	.541(**)	.426(*)	.510(*)	.229
司試 (論文)	.454	.473	.555(*)	.191	.612(**)	.746(**)	.540(*)	.169	.210	.039	.395	.352	.313	.255	.444

大学2

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.557(**)	.494(**)	.478(**)	.623(*)	.312(**)	.450(**)	.271	.333(**)	.244(*)	.463	.306(**)	.188	.217	.384	.025
司試 (短答)	.463(**)	.458(**)	.464(**)	.736(**)	.186(*)	.471(**)	.360(*)	.368(**)	.305(**)	.583(**)	.216(*)	.295(**)	.221(*)	.571(**)	.226(*)
司試 (論文)	.567(**)	.498(**)	.475(**)	.574(*)	.329(**)	.398(**)	.296	.334(**)	.234(*)	.430	.336(**)	.186	.230(*)	.285	.004

大学3

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.726(**)	.756(**)	.675(**)	.572(*)	.758(**)	.556(**)	.279	.631(**)	.564(**)	.470	.524(**)	.578(**)	.493(*)	.383	.516(**)
司試 (短答)	.741(**)	.773(**)	.752(**)	.702(**)	.541(**)	.729(**)	.638(**)	.716(**)	.610(**)	.680(**)	.522(**)	.477(**)	.539(**)	.306	.212
司試 (論文)	.724(**)	.750(**)	.682(**)	.552(*)	.761(**)	.533(**)	.212	.626(**)	.598(**)	.436	.487(*)	.568(**)	.478(*)	.387	.529(**)

大学4

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.502(**)	.505(**)	.505(**)	.642(**)	.420(**)	.287(**)	.390	.343(**)	.375(**)	.528(*)	.261(*)	.419(**)	.376(**)	.287	.323(**)
司試 (短答)	.510(**)	.567(**)	.613(**)	.718(**)	.483(**)	.257(**)	.455(**)	.438(**)	.524(**)	.666(**)	.366(**)	.516(**)	.481(**)	.493(**)	.415(**)
司試 (論文)	.476(**)	.470(**)	.473(**)	.591(**)	.402(**)	.257(*)	.340	.314(**)	.348(**)	.469(*)	.254(*)	.394(**)	.348(**)	.323	.312(**)

大学5

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.539(**)	.528(**)	.527(**)	.499(*)	.354(**)	.281(**)	.238	.346(**)	.343(**)	.285	.279(**)	.308(**)	.259(**)	.216	.328(**)
司試 (短答)	.522(**)	.480(**)	.561(**)	.435(**)	.371(**)	.364(**)	.040	.413(**)	.469(**)	.349(*)	.307(**)	.410(**)	.395(**)	.515(**)	.376(**)
司試 (論文)	.514(**)	.508(**)	.501(**)	.490(*)	.339(**)	.251(**)	.260	.317(**)	.310(**)	.266	.264(**)	.271(**)	.227(**)	.116	.307(**)

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

大学6

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.594(**)	.610(**)	.584(**)	.721(**)	.509(**)	.324(**)	.521(*)	.537(**)	.462(**)	.587(**)	.471(**)	.258(*)	.210	.610(**)	.234(*)
司試 (短答)	.684(**)	.687(**)	.713(**)	.836(**)	.474(**)	.511(**)	.610(**)	.685(**)	.629(**)	.830(**)	.502(**)	.293(**)	.400(**)	.463(*)	.194
司試 (論文)	.565(**)	.580(**)	.557(**)	.699(**)	.491(**)	.297(**)	.492(*)	.501(**)	.432(**)	.558(**)	.440(**)	.225(*)	.178	.574(**)	.210

大学7

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.454(**)	.551(**)	.634(**)	/	.052	.422(*)	/	.410(*)	.510(**)	/	-.082	.372(*)	.403(*)	/	.242
司試 (短答)	.424(**)	.422(**)	.470(**)	/	.161	.367(*)	/	.195	.250	/	.017	.420(**)	.384(**)	/	.347(*)
司試 (論文)	.464(**)	.561(**)	.644(**)	/	.075	.413(*)	/	.441(**)	.540(**)	/	-.058	.325	.356(*)	/	.223

大学8

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.723(**)	.692(**)	.713(**)	.616(**)	.539(**)	.380(**)	.177	.601(**)	.604(**)	.701(**)	.425(**)	.466(**)	.470(**)	.247	.290(**)
司試 (短答)	.667(**)	.633(**)	.673(**)	.656(**)	.547(**)	.436(**)	.517(**)	.596(**)	.631(**)	.645(**)	.476(**)	.457(**)	.497(**)	.423(**)	.299(**)
司試 (論文)	.702(**)	.673(**)	.692(**)	.599(**)	.524(**)	.352(**)	.135	.550(**)	.553(**)	.669(**)	.384(**)	.456(**)	.456(**)	.246	.285(**)

大学9

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.715(**)	.625(*)	.648(**)	.650(*)	.359	.091	-.119	.562(*)	.560(*)	.570	.552(*)	.293	.286	.358	.036
司試 (短答)	.715(**)	.711(**)	.698(**)	.633(**)	.528(**)	.409(*)	-.137	.677(**)	.638(**)	.650(**)	.422(*)	.587(**)	.584(**)	.319	.269
司試 (論文)	.691(**)	.603(*)	.630(*)	.664(*)	.335	.045	.026	.538(*)	.546(*)	.550	.539(*)	.234	.228	.336	-.030

大学10

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.547(**)	.485(**)	.396(**)	.508(**)	.374(**)	.270(*)	.269	.396(**)	.234	.457(**)	.294(*)	.370(**)	.272(*)	.298(*)	.274(*)
司試 (短答)	.536(**)	.556(**)	.439(**)	.600(**)	.456(**)	.289(*)	.324(**)	.490(**)	.395(**)	.533(**)	.391(**)	.482(**)	.270(*)	.477(**)	.393(**)
司試 (論文)	.533(**)	.480(**)	.394(**)	.485(**)	.384(**)	.248	.243	.383(**)	.246	.433(**)	.268(*)	.345(**)	.256	.254	.276(*)

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

大学11

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.487(**)	.405(**)	.320(**)	.427	.451(**)	.361(**)	.423	.304(*)	.212	.541(*)	.502(**)	.198	.136	.314	.040
司試 (短答)	.497(**)	.454(**)	.478(**)	.399(*)	.443(**)	.339(**)	.117	.437(**)	.443(**)	.513(**)	.457(**)	.371(**)	.409(**)	.166	.099
司試 (論文)	.471(**)	.394(**)	.306(*)	.405	.448(**)	.311(*)	.413	.277(*)	.175	.554(*)	.502(**)	.179	.110	.322	.021

大学12

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.634(**)	.681(**)	.566(*)	.659(**)	.697(**)	.028	.230	.426	.290	.363	.663(**)	.013	-.107	.176	.270
司試 (短答)	.730(**)	.770(**)	.706(**)	.694(**)	.653(**)	.645(**)	.058	.789(**)	.579(**)	.757(**)	.747(**)	.388(*)	.362	.377(*)	.177
司試 (論文)	.585(*)	.639(**)	.522(*)	.637(**)	.624(**)	-.087	.203	.370	.265	.298	.599(*)	.010	-.115	.188	.230

大学13

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.720(**)	.728(**)	.699(**)	.798(**)	.484(**)	.401(**)	.477	.677(**)	.658(**)	.704(**)	.401(**)	.501(**)	.461(**)	.495(*)	.412(**)
司試 (短答)	.578(**)	.605(**)	.555(**)	.730(**)	.454(**)	.341(**)	.533(**)	.614(**)	.555(**)	.743(**)	.340(**)	.326(**)	.303(**)	.410(*)	.305(**)
司試 (論文)	.706(**)	.714(**)	.691(**)	.772(**)	.472(**)	.377(**)	.409	.641(**)	.632(**)	.648(**)	.374(**)	.499(**)	.460(**)	.477	.418(**)

大学14

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.326(**)	.516(**)	.440(**)	.442(**)	.416(**)	.143	.237(**)	.438(**)	.399(**)	.377(**)	.247(**)	.349(**)	.278(**)	.265(**)	.249(**)
司試 (短答)	.400(**)	.602(**)	.504(**)	.553(**)	.496(**)	.172(**)	.060	.595(**)	.440(**)	.555(**)	.397(**)	.372(**)	.347(**)	.269(**)	.276(**)
司試 (論文)	.304(**)	.490(**)	.425(**)	.413(**)	.393(**)	.164(*)	.249(**)	.392(**)	.365(**)	.337(**)	.220(**)	.332(**)	.266(**)	.244(**)	.259(**)

大学15

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.620(**)	.577(**)	.604(**)	.447(*)	.591(**)	.432(**)	.174	.379(**)	.439(**)	.511(**)	.434(**)	.517(**)	.421(**)	.258	.464(**)
司試 (短答)	.612(**)	.598(**)	.601(**)	.759(**)	.630(**)	.458(**)	.634(**)	.532(**)	.566(**)	.781(**)	.474(**)	.516(**)	.367(**)	.448(**)	.569(**)
司試 (論文)	.592(**)	.549(**)	.587(**)	.355	.551(**)	.377(**)	.056	.361(**)	.428(**)	.440(*)	.389(**)	.487(**)	.410(**)	.209	.421(**)

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

大学16

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年次以降)	LS 公法系 法基(1年次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年次以降)	LS 民事系 法基(1年次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年次以降)	LS 刑事系 法基(1年次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.594(**)	.573(**)	.585(**)	.383	.621(**)	.468(**)	-.008	.417(**)	.420(**)	.202	.491(**)	.346(**)	.147	.587(*)	.482(**)
司試 (短答)	.596(**)	.626(**)	.664(**)	.686(**)	.469(**)	.507(**)	.541(**)	.541(**)	.579(**)	.515(*)	.438(**)	.417(**)	.250(*)	.688(**)	.330(**)
司試 (論文)	.610(**)	.577(**)	.574(**)	.415	.650(**)	.449(**)	.035	.413(**)	.400(**)	.266	.490(**)	.329(*)	.136	.501	.469(**)

大学17

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.469(**)	.490(**)	.494(**)	.427(**)	.325(**)	.273(**)	.001	.367(**)	.343(**)	.366(*)	.372(**)	.351(**)	.311(**)	.308(*)	.191(*)
司試 (短答)	.471(**)	.488(**)	.466(**)	.574(**)	.252(**)	.118	.222	.479(**)	.419(**)	.600(**)	.291(**)	.343(**)	.371(**)	.054	.170(*)
司試 (論文)	.457(**)	.479(**)	.479(**)	.410(**)	.334(**)	.287(**)	.025	.336(**)	.311(**)	.332(*)	.370(**)	.344(**)	.302(**)	.300	.207(*)

大学18

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.481(**)	.513(**)	.607(**)	.443(**)	.236	.058	.325	.322(*)	.434(**)	.253	.269	.372(**)	.400(**)	.373(*)	.175
司試 (短答)	.639(**)	.650(**)	.728(**)	.657(**)	.436(**)	.343(**)	.424(**)	.612(**)	.641(**)	.661(**)	.456(**)	.484(**)	.554(**)	.379(**)	.204
司試 (論文)	.455(**)	.470(**)	.554(**)	.392(*)	.228	.021	.304	.293(*)	.396(**)	.200	.252	.301(*)	.319(*)	.309	.150

大学19

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.513(**)	.443(**)	.396(**)	.590(**)	.383(**)	.146(*)	.079	.398(**)	.325(**)	.582(**)	.360(**)	.179(**)	.133	.334(*)	.155(*)
司試 (短答)	.572(**)	.519(**)	.489(**)	.669(**)	.408(**)	.248(**)	.380(**)	.476(**)	.413(**)	.632(**)	.459(**)	.335(**)	.309(**)	.551(**)	.158(*)
司試 (論文)	.489(**)	.414(**)	.370(**)	.561(**)	.366(**)	.112	.079	.355(**)	.294(**)	.533(**)	.323(**)	.151(*)	.104	.284(*)	.145(*)

大学20

	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.722(**)	.733(**)	.737(**)	.236	.537(**)	.551(**)	.439	.611(**)	.609(**)	-.020	.375(**)	.549(**)	.538(**)	.090	.365(**)
司試 (短答)	.408(**)	.476(**)	.482(**)	.496(**)	.180	.361(**)	.368	.453(**)	.462(**)	.339	.174	.269(**)	.190	.484(**)	.067
司試 (論文)	.730(**)	.738(**)	.743(**)	.238	.541(**)	.545(**)	.414	.609(**)	.605(**)	-.018	.377(**)	.527(**)	.536(**)	.068	.335(**)

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

【表2-5】 相関の程度（継続協力校6校分・修了グループ別）

※法科大学院の総合成績に関する成績項目と対照される「司試（総合）」「司試（短答）」「司試（論文）」は、新司法試験の総合成績に関するものである。法科大学院の公法系、民事系、刑事系各分野に関する成績項目と対照される「司試（総合）」「司試（短答）」「司試（論文）」は、それぞれ新司法試験の公法系科目、民事系科目、刑事系科目に関するものである。

①全体

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以 降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.389(**)	.506(**)	.486(**)	.459(**)	.384(**)	.226(**)	.258(**)	.384(**)	.358(**)	.354(**)	.264(**)	.330(**)	.290(**)	.287(**)	.210(**)
	412	412	412	246	412	412	246	412	412	246	412	412	412	246	412
司試 (短答)	.424(**)	.528(**)	.503(**)	.568(**)	.380(**)	.277(**)	.167(**)	.500(**)	.414(**)	.566(**)	.332(**)	.321(**)	.307(**)	.277(**)	.229(**)
	581	581	581	390	581	581	390	581	581	390	581	581	581	390	581
司試 (論文)	.370(**)	.493(**)	.475(**)	.432(**)	.377(**)	.216(**)	.253(**)	.360(**)	.338(**)	.317(**)	.251(**)	.320(**)	.283(**)	.267(**)	.212(**)
	412	412	412	246	412	412	246	412	412	246	412	412	412	246	412

②既修者

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以 降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.452(**)	.488(**)	.456(**)		.380(**)	.340(**)		.326(**)	.277(**)		.249(**)	.259(**)	.229(**)		.140
	166	166	166		166	166		166	166		166	166	166		166
司試 (短答)	.322(**)	.366(**)	.347(**)		.275(**)	.347(**)		.325(**)	.288(**)		.254(**)	.098	.093		.073
	191	191	191		191	191		191	191		191	191	191		191
司試 (論文)	.449(**)	.484(**)	.450(**)		.381(**)	.314(**)		.312(**)	.260(**)		.250(**)	.262(**)	.229(**)		.141
	166	166	166		166	166		166	166		166	166	166		166

③未修者

	総合成績					公法系		民事系				刑事系			
	LS 全授業 科目	LS 必修総合	LS 必修法基 (2年次以 降)	LS 必修法基 (1年次)	LS 必修 実務基礎	LS 公法系 法基(2年 次以降)	LS 公法系 法基(1年 次)	LS 民事系 必修総合	LS 民事系 法基(2年 次以降)	LS 民事系 法基(1年 次)	LS 民事系 実務基礎	LS 刑事系 必修総合	LS 刑事系 法基(2年 次以降)	LS 刑事系 法基(1年 次)	LS 刑事系 実務基礎
司試 (総合)	.361(**)	.550(**)	.509(**)	.459(**)	.414(**)	.191(**)	.258(**)	.436(**)	.401(**)	.354(**)	.282(**)	.365(**)	.320(**)	.287(**)	.254(**)
	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246
司試 (短答)	.413(**)	.609(**)	.549(**)	.568(**)	.444(**)	.309(**)	.167(**)	.583(**)	.439(**)	.566(**)	.375(**)	.365(**)	.351(**)	.277(**)	.274(**)
	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390
司試 (論文)	.338(**)	.525(**)	.493(**)	.432(**)	.398(**)	.179(**)	.253(**)	.402(**)	.378(**)	.317(**)	.259(**)	.348(**)	.309(**)	.267(**)	.256(**)
	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246	246

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) です。

	0.2～	0.3～	0.4～	0.5～	0.6～

【表2-6】 相関の程度別の大学数

※必修法律基本科目(1年次)の項目については、調査対象者数が10名に満たない協力校1校は大学数の積算対象から除いた。

		全授業科目	必修総合	必修法基(2年次以降)	必修法基(1年次)	必修実務基礎
司試 総合成績 (総合)	強い程度(0.6～)	7	7	8	7	3
	やや強い程度(0.4～0.6)	12	13	9	9	9
	一応の程度(0.2～0.4)	1	0	3	3	7
	一応の程度に満たない(～0.2)	0	0	0	0	1
司試 総合成績 (短答)	強い程度(0.6～)	8	10	10	13	2
	やや強い程度(0.4～0.6)	12	10	10	5	13
	一応の程度(0.2～0.4)	0	0	0	1	2
	一応の程度に満たない(～0.2)	0	0	0	0	3
司試 総合成績 (論文)	強い程度(0.6～)	6	6	6	4	4
	やや強い程度(0.4～0.6)	13	13	11	10	7
	一応の程度(0.2～0.4)	1	1	3	4	8
	一応の程度に満たない(～0.2)	0	0	0	1	1

		公法系		民事系				刑事系			
		法律基本(2年次以降)	法律基本(1年次)	必修総合	法律基本(2年次以降)	法律基本(1年次)	実務基礎	必修総合	法律基本(2年次以降)	法律基本(1年次)	実務基礎
司試 (総合)	強い程度(0.6～)	1	0	4	3	2	1	0	0	1	0
	やや強い程度(0.4～0.6)	7	5	6	7	9	9	6	7	2	5
	一応の程度(0.2～0.4)	7	8	10	10	6	9	10	9	14	9
	一応の程度に満たない(～0.2)	5	6	0	0	2	1	4	4	2	6
司試 (短答)	強い程度(0.6～)	2	3	7	6	11	1	0	0	1	0
	やや強い程度(0.4～0.6)	7	6	11	11	6	10	11	8	11	2
	一応の程度(0.2～0.4)	9	5	1	3	2	7	9	11	5	12
	一応の程度に満たない(～0.2)	2	5	1	0	0	2	0	1	2	6
司試 (論文)	強い程度(0.6～)	1	0	3	2	2	0	0	0	0	0
	やや強い程度(0.4～0.6)	4	5	5	7	9	6	5	5	3	5
	一応の程度(0.2～0.4)	10	8	11	10	6	13	10	10	13	10
	一応の程度に満たない(～0.2)	5	6	1	1	2	1	5	5	3	5

Ⅲ 考察と課題

1 調査結果の概括

2007 年調査の調査結果については、その報告書において、次のような概括的整理を示した。

法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に、①2006 年修了者については明確な関連性を確認することができなかったが、②2007 年修了者については、一定の関連性を認めることができた、③ただし、その関連性の程度には、既修者と未修者、科目分野別、大学別に差異が認められた。

2008 年調査では、調査対象となる新司法試験の実施前年以前の修了者に関する①の点は、すでに述べたとおり、調査対象とはしなかった。

②の点では、2008 年調査でも、調査対象となった 2008 年修了者について、第Ⅱ章 2（1）（2）及び 3 に記載の調査結果の概要と所見に照らし、一定の関連性を認めることができたといえる。

③の点では、2008 年調査でも、関連性の程度には、科目分野別、大学別に差異が認められた。しかし、既修者と未修者の間では、2007 年調査に見られたような、未修者の方が既修者よりも一貫して関連性が強いという形での差異は認められなかった。

2 調査結果の見方

本調査の調査結果は、調査対象者の法科大学院の成績と新司法試験の成績という専ら客観的な数値に基づいたものである。調査・分析の所見として示したところも、統計的な調査・分析の結果に現れた特徴点を記述したにとどまる。

もとより、このような所見自体、従来客観的に確認し得なかったものであり、法科大学院、新司法試験の双方にとって、自らのあり方を点検するうえで貴重な手がかりを供し得よう。しかし、これらの所見が法科大学院教育と新司法試験との連携のあり方について、何を意味し、いかなる評価を受けるべきかについては、本調査における数量的調査・分析の結果のみから直ちに 1 つの見方を定めることは難しい。

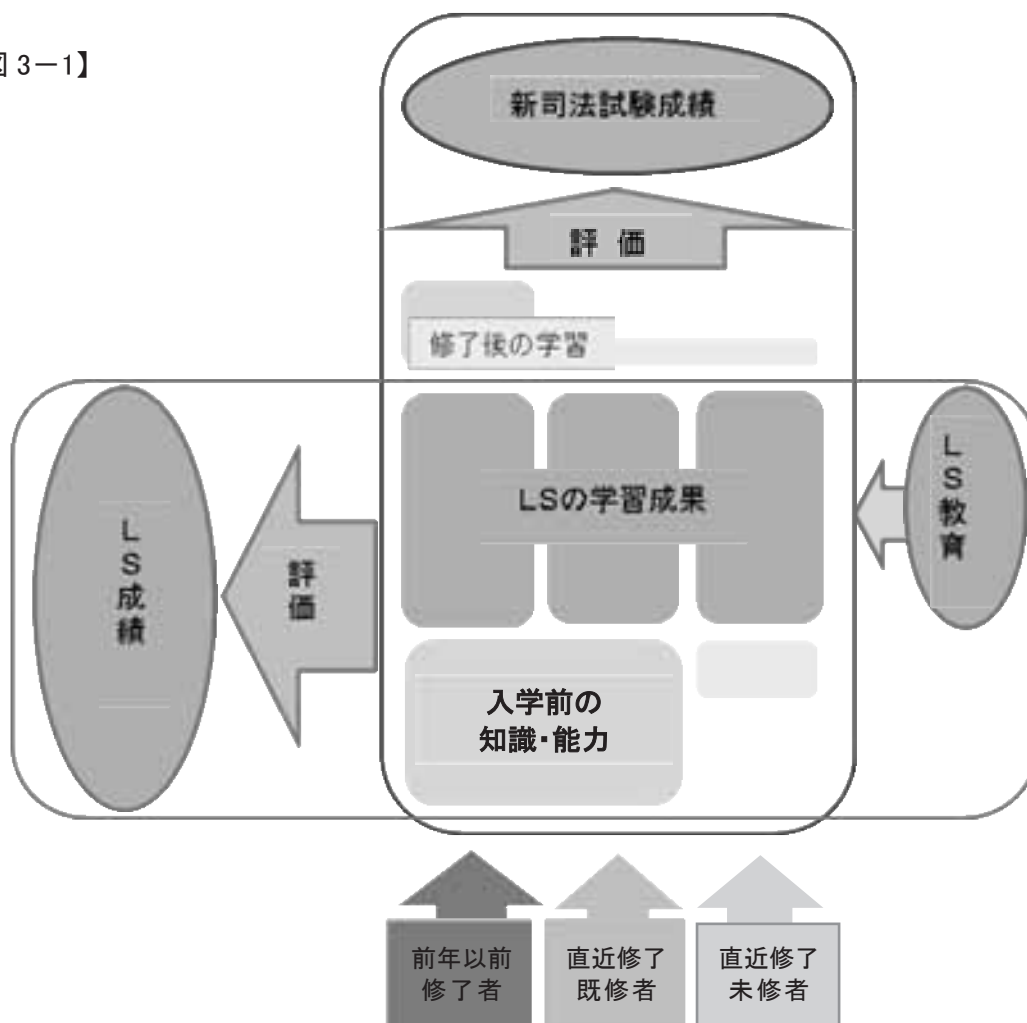
以下では、本調査の限界を明らかにしつつ、調査結果の見方について、可能な範囲で若干の考察を試みる。

(1) 関連性の意味

調査結果を見るうえでは、関連性に関する統計数値（とりわけ相関係数）が何を意味するかについて、明確化しておく必要がある。

【図 3-1】は、法科大学院の成績と新司法試験の成績とのそれぞれに影響を与える要素としてどのようなものが考えられるかを示したものである。

【図 3-1】



法科大学院の成績は、法科大学院在学時の学習到達点としての法的知識・能力を、一定の視点・基準にしたがって評価した結果である。法科大学院在学時の知識・能力は、おおまかにいって、法科大学院入学前に獲得していた知識・能力と法科大学院における学習成果とからなるといえる。

また、新司法試験の成績は、試験受験時の法的知識・能力を一定の視点・基準にしたが

って評価した結果である。試験受験時の知識・能力は、おおまかにいって、法科大学院入学前に獲得していた知識・能力と法科大学院における学習成果、さらに法科大学院修了後の学習成果とからなるといえる。

このような法科大学院の成績と新司法試験の成績とが、個々の法科大学院あるいはそれを包括する一定のグループにおいて相関しているとすれば、それは直接には、両者における評価の視点・基準にずれがないことを意味することになろう。また、それぞれの評価の視点・基準が、法科大学院における教育内容及び新司法試験の試験内容に反映しているとすれば、両者の間に内容的なずれがないことも推論できると思われる（ただし、法科大学院の成績と新司法試験の成績とがそれぞれの時点における調査対象者の知識・能力を正確に測定できていること、新司法試験の成績に対し法科大学院修了後の学習成果の影響が大きいことが前提となる）。

* あるグループにおいて相関係数が高いことは、そのグループの新司法試験の成績が優れていることを意味するわけではない。例えば、新司法試験の成績が全体として低得点域に分布するグループにおいても、その中で、法科大学院の成績の低い者が新司法試験の成績も低く、法科大学院の成績の高い者が新司法試験の成績も高いという傾向を有していれば、相関係数は高くなる。本調査においても、相関係数で示された相関の程度の高い大学が、必ずしも、新司法試験の合格率が高い大学であるわけではない。

（２）関連性の程度

2007 年調査においても、2008 年調査においても、調査対象者（2007 年調査における 2006 年修了者は除く）の法科大学院の成績と新司法試験の成績との間には一定の関連性が認められた。

この「一定の関連性」が十分な関連性といえるのかについては、本調査の結果得られた統計数値のみから解答を与えることは難しい。本調査では、相関係数を指標とした相関の程度の色分けや「強い程度」「やや強い程度」「一応の程度」という相関の程度の表現を用いたが、相関係数にはその大きさを評価する絶対的基準があるわけではなく、これらの表現や記述の方法も、相関の程度の十分性に関する評価と結びついたものでないことは、これらの表現・記述を用いる際に断ったとおりである。また、本調査は、前例や類例に乏しく、調査結果を相対的に比較する対象にも欠けている。

しかし、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間には一定の関連性が認められたこと及び次に示すように両者の間には完全な相関を期待し得ない（期待すべきでない）いくつかの事情があることも考慮すれば、少なくとも 2007 年調査及び 2008 年調査の調査結果は、法科大学院の教育と新司法試験との連携のあり方について、直ちに改善を要する際立った問題の存在を示すものではないということではできるとと思われる。

統計数値（とりわけ相関係数）を見る上では、特に次の点に注意する必要がある。

①法科大学院の成績と新司法試験の成績との成績評価方法には違いがある。

法科大学院の成績評価は、その教育理念に即し、多角的な方法で行われるが、新司法試験は、一定の制限時間内に、修得済みの知識・理解をもとに答案を作成するというペーパー試験である点で、測定できる能力は、自ずと限られざるを得ない（例えば、時間をかけて文献調査を行いその結果を整理・分析する能力やそれをさらに発展させる創造的思考力、口頭表現能力などは、直接には評価できない）。それゆえ、両者の評価の間に一定のずれが生じることは当然というべき部分がある。

②新司法試験の成績には、法科大学院の成績には反映し得ない学習成果が影響する。

新司法試験の成績には、次のような法科大学院の成績に関する成績項目の数値には反映し得ない学習成果が影響し、それは、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間の相関を弱める働きをする。

○法科大学院修了から新司法試験受験までの学習成果は、法科大学院の成績には反映しないが、新司法試験の成績には直接的に反映する。

○法科大学院の成績に関する成績項目の中核をなす必修科目の配当年次は、2年次までであることが多いが、法科大学院1年次、2年次の成績には、その後の法科大学院における学習成果は反映しない。例えば、法科大学院2年次において成績が悪かった者が、そのことを契機として、その後の自学自習（学生間の勉強会、教師への質問等）を通じ、法科大学院修了時には高い学習水準に到達したとした場合、それも法科大学院における1つの望ましい学習のあり方といってよいが、そのような学習成果は、法科大学院の成績には反映せず、新司法試験の成績のみに反映する。

③新司法試験には、短答式試験による一次評価が存在し、論文式試験を加えた総合評価がされるのは、法科大学院修了者の全体ではない。

新司法試験には短答式試験による一次評価が存在し、一次評価で不合格となる者が少なくない。その結果、法的思考力、分析力、表現力等の涵養に力点を置く法科大学院の教育の成果がより直接的に反映されと考えられる論文式試験の評価（及びそれを重視した総合評価）は、法科大学院を修了し新司法試験を受験した者のうち、一次評価による選抜を経た一定部分についてのみ行われることとなり、両者の相関は現れにくくなるといえる（法科大学院を修了した者のすべてが新司法試験を受験しているわけではない。この点も、統計数値を見る上で留意を要する）。

* 関連性に関する統計数値が意味を持つうえでは、前述したように、法科大学院の成績と新司法試験の成績とが、各時点における調査対象者の知識・能力の水準を正確に数値化できていることが前提となる。測定の正確性に関しては、次の点に留意が必要であろう。

○試験は、その内容（特定の受験者に有利となる内容的偏りがある出題、中間層の選別に適しない過度に難しい出題や易しい出題があった場合等）や出題形式（誤解されやすい出題形式があった場合等）によって、測定の正確性が低下することもあり得る。

○調査対象者個人のコンディション等の偶然的事情による影響を除くことができない。

（３）科目分野別・大学別の関連性

科目分野別には、2007 年調査においても、2008 年調査においても、民事系の分野の関連の程度が強く、公法系、刑事系の分野における関連の程度は、これよりも弱かった。ただし、統計数値を見る上では、①司法試験の民事系科目は、短答式試験、論文式試験とも公法系科目、刑事系科目よりも配点が大きく、得点の散らばりが生じやすいこと、②法科大学院の民事系科目の成績は、公法系科目、刑事系科目に比べ多数の授業科目の平均点として与えられ、偶然の影響を受けにくいこと、等に注意が必要であろう。

大学別に見ると、2007 年調査においても、2008 年調査においても、とりわけ公法系と刑事系の分野において、司法試験の内容と対応する法律基本科目の成績と新司法試験の成績との間で関連の程度が「一応の程度」に満たない例が見られた。

もっとも、それは、当該項目の調査対象者の数やある年度の特殊事情による可能性も否定しがたく、何らかの結論を導くには、継続的な調査・追跡が必要と思われる。

試みに【表 3-1】では、2007 年調査において、法科大学院の法律基本科目（2 年次以降、1 年次）の成績と新司法試験の成績（総合評価に関わる総合点と一次評価に関わる短答式得点）との間で関連の程度が「一応の程度」に満たなかった大学・項目について、2008 年調査の結果を示した。

【表 3-1】2007 年調査において「一応の程度」に満たなかった項目の追跡

2007 年調査の項目・大学番号				2008 年調査の結果
分野	法科大学院	新司法試験	大学番号	
公法系	法律基本（1 年次）	総合点	1	「やや強い程度」
	法律基本(2 年次以降)	短答式	2	「一応の程度」
	法律基本（1 年次）	短答式	5	「一応の程度」
刑事系	法律基本(2 年次以降)	総合点	1	「やや強い程度」
	法律基本(2 年次以降)	総合点	4	「一応の程度」に満たない
	法律基本（1 年次）	総合点	5	「一応の程度」
	法律基本(2 年次以降)	総合点	5	「一応の程度」
	法律基本（1 年次）	総合点	6	「一応の程度」

（４）既修者と未修者

2007 年調査の調査対象者については、既修者と未修者では、新司法試験の総合点、短答式試験、論文式試験の各成績を通じ、法科大学院の成績との相関の程度は、未修者が強かった。また、特に刑事系の分野では、既修者において、相関は「一応の程度」に満たなかった。

しかし、2008 年調査の調査対象者については、そのような一貫した傾向は見られず、ただ、新司法試験の短答式試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度は、未修者の方が既修者よりも強かった（未修者は、新司法試験の総合点及び論文式試験の成績よりも短答式試験の成績の方が、法科大学院の成績との相関が強い）。また、刑事系の分野でも、既修者において、「一応の程度」の相関が認められた。

*ただし、2007 年調査の協力校 6 校を取り出してみると、2008 年調査でも、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関は、既修者よりも未修者において強い傾向が見られ、また、刑事系の分野で既修者において、相関の程度が「一応の程度」に満たない項目が散見される（刑事系必修総合・法基〔2 年次以降〕－新司法試験短答式、刑事系実務基礎－新司法試験総合点・短答式・論文式）。

2007 年調査における既修者と未修者の差異については、次のような可能性を指摘した。

○既修者の法科大学院の成績、新司法試験の成績には、法科大学院の学習成果のほかに法科大学院に入学する前の知識・能力が影響している。これに対し、未修者の場合は、法科大学院に入学する前の知識・能力が影響するところは少なく、法科大学院の学習成果が直接に反映されやすい。

○既修者は、未修者に比べ均質性が高く、法科大学院の成績も新司法試験の成績も散らばりが小さいため、高い相関係数は現れにくい。

2008 年調査において、未修者の新司法試験の短答式試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度が既修者に比べて強かったのは、上記と同じ事情が影響していた可能性がある。

これに対し、未修者の新司法試験の総合点及び論文式試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度が、新司法試験の短答式試験の成績と法科大学院の成績との相関の程度に比べ弱いのは、未修者は一次評価で不合格となる者が多い（調査対象となった未修者 948 人中、一次評価不合格者は 366 人〔38.6%〕）点で、いわゆる「選抜効果」の影響が考えられる。

*論文式試験の評価及び総合評価は、短答式試験による一次評価合格者についてのみなされるから、一次評価不合格者が 40%弱に及ぶ未修者は、短答式試験の段階よりも論文式試験及び総合評価の段階において均質化され、その結果、相関が現れにくくなった可能性がある。

3 調査結果と連携のあり方

2007 年調査と 2008 年調査は、試行的であるにせよ、高等教育機関としての大学における法学教育と司法試験との関連性を統計的手法を用いて客観的に調査・分析するものである点で、わが国に類例のない、それ自体として大きな意義を持つものと考えられる。

しかし、そのような性質の故に、これらの調査結果は、見方や利用の仕方を誤ると、法科大学院の教育と新司法試験との有機的連携という課題にとって、かえってマイナスの働きをするおそれもある。とりわけ次の点には、注意が必要であろう。

①調査結果に示された統計的数値（とりわけ相関係数）は、直ちに、法科大学院教育と新司法試験との有機的連携の達成度を示すものではない。

新しい法曹養成制度のもとで、法科大学院が担うべき教育の内容は多岐にわたる。それ故、修了者が法科大学院教育を通じて獲得した資質・能力は、在学時の授業科目の成績という数値のみで、その全容が表現し尽くされるものではない。また、新司法試験も、様々な工夫が施されているとはいえ、筆記試験としての限界は免れ得ず、試験科目が限られていることも考え合わせれば、その成績で、法科大学院が担うべき多様な教育の成果すべてを測定し得るものではない。これらの点を考慮すれば、仮に法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に 100%の相関が見られることがあったとしても、それをもって新しい法曹養成制度の理念に即した望ましい結果であると評価することはできない。そのことは、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関の数値を高める最短の方法が、法科大学院の成績を新司法試験類似の筆記試験で一元的に評価することであるということを考えれば、容易に理解されるはずである。

②法科大学院教育のあり方と新司法試験のあり方のいずれか一方を固定的な尺度とし、他方のあり方を評価することは適切ではない。新司法試験のあり方を絶対的な基準として、法科大学院の教育のあり方を評価することも、その逆も、本調査の狙いとは異なる。

本調査は、法科大学院教育も新司法試験も、ともに絶えず改善を求められる形成途上にあるという認識を前提に、両者のよりよい連携のあり方を模索するため、議論の基礎となる 1 つのデータを提供しようとするものである。それ故、本調査の結果から両者の連携のあり方を論じるにあたり、法科大学院教育のあり方と新司法試験のあり方のいずれか一方を固定的な尺度とし、他方の有効性を評価するようなことがあれば、本調査の利用方法として適切とはいえないばかりか、かえって両者の連携のあり方を歪める結果をも招来しかねない。

確かに、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に関連性がないという調査結果が得られた場合、それは、法科大学院教育と新司法試験との連携のあり方に問題を示唆するものであるかもしれない。しかし、そうであるとしても、そこに示唆された問題の所在は、

法科大学院教育の側と新司法試験の側との双方の点検を通じ、究明され改善されるべきものである。

③調査の範囲が限られている分、調査結果の一般化には慎重でなければならない。

2007 年調査も 2008 年調査も、協力校を絞り、それぞれの年に行われた新司法試験の結果のみを対象として実施されたものである。このように調査の範囲が限られている分、調査対象者個人や協力校特有の事情（再試験制度の存否、成績評価の方式〔段階評価か得点評価か〕）、年度に特有の事情（試験の出題内容や出題形式、旧司法試験受験経験者と純粹未修者との多寡等）等の偶然的な事情が調査結果に影響を及ぼしている可能性も否定できない。それ故、調査結果の蓄積を待つことなく、これらの調査結果から、法科大学院教育と新司法試験との連携という一般的なテーマについてなんらかの結論を早急に導こうとすることは、統計データの誤用の典型例であり、慎まなければならない。

4 調査方法に関する課題

2007 年調査及び 2008 年調査は、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性の検証について、継続的調査を見据えた調査方法の検討をも目的としていた。すでに、2008 年調査では、2007 年調査の結果を踏まえつつ、協力校の拡大と調査項目の整理・重点化を行ったが、今後の課題として、次の点を指摘することができる。

①調査の規模

2007 年調査は、協力校 6 校、調査対象者 608 名、2008 年調査は、協力校 20 校、調査対象者 2,147 名でそれぞれ実施した。法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性の現れ方は、法科大学院ごとに異なる点があることを考慮すれば、関連性に関する現状の正確な把握のためには、協力校の拡大が望ましいといえよう。しかし、協力校の拡大は、実施体制や調査・分析の方法（全体データへの統合にあたっては、大学ごとのばらつきの拡大、大学別に分析するにあたっては、小規模校の場合の統計的処理の困難と個人情報保護）と関わる面があることにも注意を要する。

②調査の対象

調査の対象として、2007 年調査では、2006 年修了者も含めたが、2008 年調査では、2007 年以前の修了者は除いた。これは、2007 年調査において、2006 年修了者には、法科大学院の成績と新司法試験の成績との間に明確な関連性を確認することができなかったこと、検証の目的を、主として、法科大学院の教育と新司法試験との内容的整合性の確認に置くのであれば、法科大学院の成績には反映する余地のない法科大学院修了後の学習成果が新司法試験の成績により直接的に影響すると考えられる試験実施前年以前の修了者を調査対象に含める必要性はないと考えられたことによる。

もとより、検証の目的は、多様に考えられる。目的が異なれば、試験実施前年以前の修了者の追跡が必要となる場合も考えられなくはないであろう。ただし、その場合でも、試験実施前年以前の修了者を含めた場合、法科大学院修了後 5 年間で 3 回の受験が認められている現在の新司法試験の制度を前提にすると、調査対象者の範囲が極めて広範囲に及び、検証の作業上、様々な難問が生じることも考えられる。

③調査の項目

法科大学院の成績と新司法試験の成績との間で対照すべき項目について、できる限り幅広く設定する方針で臨んだ 2007 年調査では、新司法試験の総合成績と対照すべき法科大学院の成績項目として、「全実務基礎科目」、「全基礎法学・隣接科目」、「全展開・先端科目」の項目を設け、また、新司法試験の選択科目とこれに対応する法科大学院の授業科目との成績の関連性も調査項目に含めた。しかし、2008 年調査では、すでに述べた理由から、これらは調査項目から除き、調査項目の整理・重点化を図った。

協力校が増大しかつ調査項目も多岐にわたると、調査結果の整理・集約が難しくなるうえ、実施体制にも問題を来す。調査項目については、2007 年調査及び 2008 年調査の結果とともにこれらの点も考慮し、引き続き検討が必要であろう。

④調査の方法

2007 年調査でも、2008 年調査でも、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性を検証する方法として、相関係数を多用した。相関係数は、1 つの数値で相関のあり方を表現できる点で便利であり、関連性の調査方法として一般的でもある。

もっとも、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性を検証する場合、新司法試験が短答式試験による一次評価と論文式試験を中心とした総合評価という 2 段階の選抜方法をとっていること、そのもとで新司法試験の受験者の増加とともに一次評価によって不合格となる者の数が増えていることにより、新司法試験の論文式試験及び総合点と法科大学院の成績との対照ができる者は、法科大学院を修了し新司法試験を受験した者の一部（2008 年調査では全体の 8 割弱、未修者の 6 割強）に限られてきている。このようなもとで、法科大学院の成績と新司法試験の成績との関係をどのような方法で捉えるべきかについても、注意が必要であろう。

⑤調査の単位

調査にあたり、大学別の分析に主眼をおくか、調査対象者全体の分析に主眼を置くかは、2007 年調査以来の問題である。

法科大学院の規模は様々であり、調査項目に応じたグループ化を施すと単独では十分な調査対象者が得られない大学もある。加えて、調査対象者の個人情報保護を徹底し、法科大学院教育への悪影響を回避するため、大学の匿名性を確保しようとするれば、大学別の分

析には、結果の公表・利用において限界もある。2007 年調査及び 2008 年調査においては、これらの事情も考慮し、主として調査対象者全体について分析を行い、付加的に、調査対象者全体に見られた傾向の確認・検証のため、大学別の分析も試みた。

しかし、法科大学院の教育内容と成績評価は、大学ごとに異なる。とりわけ、協力校を拡大すれば、大学ごとの差異は一層顕著になる。そのことを考慮すれば、大学別の分析に主眼をおいた調査方法も考えられよう。その場合、上記の問題点に対する配慮をどのように行うかが問題となる。

なお、調査対象者全体を総体として分析する場合には、その中で大学別の較差をどのように扱うのかも問題となる。

⑥調査の体制

2007 年調査及び 2008 年調査は、早稲田大学法務教育研究センターに調査の実施事務局を置き、主要な作業はすべて事務局で行った。もっとも、この方法では、行いうる調査の規模には限りがあることも否定できない。協力校を拡大する場合には、協力校との間での作業分担のあり方、そのことを踏まえた調査項目の設定が重要な課題となろう。

⑦調査の目的

以上の調査の方法の問題は、調査の目的とも関わる。2 年間の試行の結果を踏まえ、調査の目的についても検討が必要であろう。

調査の継続にあたっては、法科大学院教育と新司法試験との有機的連携の構築にとっての有意性ととも、法科大学院の現場の負担も見据えた現実性の考慮も必要であることを付言したい。

5 終わりに

本報告書は、「法科大学院協会は、検証ワーキンググループにおいて、法務省が各法科大学院に提供する司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料を調製し、これを他のメンバーに報告する責任を負うものとする」との五者協議会の確認に基づき、法科大学院協会が作成した、2008 年新司法試験に関する「司法試験の成績と各法科大学院における成績との関連性を検証するための資料」である。

調査の過程では、法科大学院協会内外の多数の方々の協力を得た。なかでも、本調査の意義を理解し、協力を惜しまれなかった協力校と、法科大学院協会の作業を見守り、様々な助言をいただいた検証ワーキンググループのメンバーには、心から謝意を表する。

本報告書が、法科大学院教育と新司法試験との有機的連携のあり方に関する建設的な議論とそのためのよりよい検証のあり方の検討にとって、一助となれば幸いである。